くらしの情報

詳しくは本市ホームページをご覧ください。

お知らせ

○マイナカードの受け取りに特典

マイナンバーカードの普及を促進するため、対象期間内にマイナンバーカードを受け取った人に、1，000円分のQUOカードを配布します。郵送でのマイナンバーカードの受け取りを選択している人は、QUOカードの配布対象外。なお、マイナンバーカードの受け取りには、原則本人の来庁が必要です。

対 本市に住民登録があり、7月16日㈫以降に初めてマイナンバーカードを受け取る人、先着3，000人

持 案内ハガキ、通知カードか個人番号通知書、顔写真付きの本人確認書類（ない人は健康保険証や年金手帳など2点）

配布方法＝マイナンバーカードの受け取り時に市役所市民課か大胡・宮城・粕川・富士見支所で配布

●休日や平日時間外も受け取り可

市役所でマイナンバーカードの休日窓口と平日延長窓口を開設します。なお、カード作成の申請はできません。

時 〈休日窓口〉7月14日㈰・28日㈰、8時30分～12時〈平日延長窓口〉7月9日㈫・23日㈫、19時まで（混雑状況により受付時間内でも締め切る場合があります）

●商業施設などでも申請できます

マイナンバーカードの申請を市内各所へ出張して受け付け。申請時に必要な顔写真は無料で撮影します。なお、カードの申請から受け取りまでは2カ月程度かかります。

時 ❶〈午前〉7月9日㈫・23日㈫・24日㈬、10時～11時30分〈午後〉7月4日㈭・5日㈮・8日㈪・10日㈬・18日㈭・19日㈮・30日㈫、14時～15時30分❷7月21日㈰10時～16時（混雑状況により受付時間内でも締め切る場合があります）

場 ❶保健センター❷ガーデン前橋2階特設ステージ前（小屋原町）

持 通知カードか個人番号通知書、顔写真付きの本人確認書類（ない人は健康保険証や年金手帳など2点）

問 市民課

☎027・898・6101

○国民年金保険料の免除申請

本年度の国民年金保険料は、月額1万6，980円です。低所得や失業などにより保険料の納付が難しい場合、納付の免除や猶予制度があります。納付期限から2年以内ならさかのぼって申請できます。なお、これまで保険料の免除や猶予の承認を受けている人でも、改めて本年度の免除申請が必要な場合があります。年金事務所や市役所市民課、各支所で申請してください。

対 〈免除申請〉本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下〈納付猶予申請〉50歳未満の人で、本人や配偶者それぞれの前年所得が一定額以下〈学生納付特例申請〉学生（学生証か在学証明書が必要）で本人の前年所得が一定額以下（いずれも失業（雇用保険被保険者離職票などが必要）による減収などがあった人は、特例申請が可能）

問 市民課

☎027・898・6254

○電話音声で避難情報を発信

高齢者避難情報コールサービスの申請を受け付け。事前に登録された電話番号に避難情報などを発信します。

対 次の全ての条件を満たす世帯。❶市内の洪水浸水想定区域か土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が含まれる町に居住している❷世帯員全員が原則75歳以上で携帯電話を持っていない❸家庭用プッシュ式固定電話がつながっている❹電話で意思疎通できる

申請書の配布＝議会庁舎防災危機管理課、市役所長寿包括ケア課・介護保険課、各支所・市民サービスセンターで。本市ホームページからダウンロードもできます

申 申請書に記入し、議会庁舎防災危機管理課（☎027・898・5935）へ直接

○いざという時のために登録を

高齢者や障害者、難病の人など、災害時に自力で避難することが困難な人でも安心して避難できる体制を整えるための避難行動要支援者制度があります。この制度は登録者の個人情報を市が取りまとめ、自治会や消防、警察、社会福祉協議会、民生委員などに提供します。支援を希望する人は登録が必要です。制度の対象や申し込み方法など、詳しくは問い合わせてください。

問 防災危機管理課

☎027・898・5935

窓口業務時間
本庁・支所・市民サービスセンター 8時30分～17時15分
前橋プラザ元気21証明サービスコーナー 10時～19時

○給水管の漏水は修理を

給水管は水道局が所有管理する配水管から分岐し、市民が工事費用などを負担して布設した市民の大切な財産です。漏水しないよう十分注意し日頃の管理をお願いします。給水管一次側（水道メーターより道路側）で発生した自然漏水（故意や過失ではない、通常の使用で発生した漏水）に限り水道局が修理します。私有地内は、宅地内修繕依頼書の説明に沿って協議。掘削などを伴う工事や私有地内の解体工事などで折損した場合は該当しません。なお、休日の指定事業者は左上表のとおりです。

問 水道整備課

☎027・898・3034

休日の水道局指定給水装置工事事業者

期日	事業者
7月7日㈰	狩野設備（西善町）☎027・266・1217
	大澤設備工業（横沢町）☎027・283・5123
7月14日㈰	優希設備工業（朝倉町）☎027・226・5195
	誠興設備工業（富士見町米野）☎027・289・0006
7月15日㈪	横山設備（上泉町）☎027・212・6040
	ノグチ（柏倉町）☎027・283・2651
7月21日㈰	グンスイ（朝倉町）☎027・265・0061
	小林設備（富士見町時沢）☎027・288・2755
7月28日㈰	タナカ管業（朝倉町一丁目）☎027・290・3330
	志村工業（滝窪町）☎027・283・5370

○介護保険負担割合証を送付

要支援・要介護認定を受けている人や総合事業の対象者に、介護保険負担割合証（紫色）を7月中旬に郵送。8月以降に介護サービスなどを利用するときは、介護保険の被保険者証と一緒にこの負担割合証を事業所へ提示してください。

問 介護保険課

☎027・898・3129

○全国家計構造調査を実施

この調査は家計の消費や所得、資産、負債の実態を把握し、消費の水準と所得の分布、構造などを全国的・地域別に明らかにすることを目的としています。国が選んだ対象地域の世帯に7月下旬から調査員が訪問。この調査は統計法に基づく統計調査です。調査結果を統計以外の目的で使用することはありません。協力をお願いします。

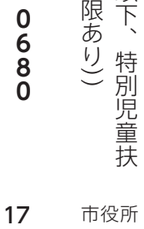

問 情報政策課

☎027・898・6518

○新しい受給資格者証を郵送

福祉医療費受給資格者証の有効期限が7月31日㈬までの人で引き続き受給資格がある人に、新しい受給資格者証を郵送します。

●重度心身・高齢重度障害者

所得制限の基準を満たす人に新しい受給資格者証を郵送します。なお、所得判定ができない人には7月上旬に通知を送付します。

●ひとり親家庭等福祉医療

所得制限などの資格対象要件を引き続き満たしている場合、更新手続きを省略し自動で新しい受給資格者証を郵送。所得の申告がない人や婚姻状況などの確認が必要な人には7月上旬に通知を送付します。

●申請で医療費助成

市内在住で次のいずれかに該当する人は、医療費の助成を受けられます。❶高校生世代までのこども❷ひとり親家庭の人（所得制限有り）❸重度の障害者（身体障害者手帳1級・2級、障害年金1級相当、療育手帳A判定、知的指数35以下、特別児童扶養手当1級（所得制限あり））

問 国民健康保険課

☎027・257・0680

消費者の豆知識

給湯器の無料点検トラブル

質問＝3日前、「給湯器の無料点検をします」と作業着姿の男性が来ました。ガス会社だと思いお願いすると、点検後に「このままでは壊れますよ」と交換を勧められました。ガス会社に確認すると別の業者で、交換の必要もないと分かりました。

回答＝これは点検商法です。メーカーやガス、電気業者を装ったり、「市から委託されている」「点検が義務付けられている」などと告げたりして電話や訪問する場合もあります。点検後に言葉巧みに不安をあおり、交換や修理工事などの契約を取り付けようとします。「無料で点検する」と言われても安易に点検させないでください。修理を勧められても、その場で契約しないようにしましょう。

問 消費生活センター
☎027-898-1755